

名古屋市告示第485号

名古屋市市税条例第33条第2項に規定する地域の指定

令和7年度分の固定資産税について、名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第33条第2項に規定する市長の指定する地域は、次に掲げるもの
とします。

令和6年10月9日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋都市計画事業筒井土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の事業施行地域

名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業施行地域

名古屋市財政局税務部固定資産税課